

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ **拡 充** ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	2		府 省 庁 名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容 （概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ①～③に係る廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準となるべく価格を次のとおりとする。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の許可に係るごみ処理施設のうち、熱回収又は再生利用の用に供する施設　1/2 ② 廃棄物処理法第8条第1項の許可に係る一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除く）　2/3 ③ PCB廃棄物等処理施設のうち、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定又は第15条の4の4第1項の認定に係るもの　1/3 ・特例措置の内容 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）の成立に伴い、本措置の①の対象施設に以下のを加えること。（ただし、①で規定する廃掃法に基づくごみ処理施設にも該当する場合は適用しない） Ⅰ．再資源化事業等高度化法第13条第9項及び第18条第5項に基づいて設置する廃棄物処理施設 Ⅱ．再資源化事業等高度化法第21条に基づく「再資源化工程高度化計画」に従って導入する設備		
関係条文	地方税法附則第15条第2項第2号～第4号 地方税法施行令附則第11条第4項 地方税法施行規則附則第6条第14項～第16項		
減収見込額	[初年度]	- (-)	[平年度] ▲128.7 (-) (単位：百万円)
要望理由	（１）政策目的 廃棄物の適正な処理を確保するためには、廃棄物処理法に定められる技術上の基準に適合した施設の整備を図っていくことが必要であり、当該施設に対して税制の優遇措置を設けることにより、適正な施設の設置を促進していく。また、脱炭素社会の実現、経済安全保障、地方創生に資する資源循環をこれまで以上に促進するため、高度な再資源化事業における設備等に対する税制の優遇措置により、その取組を加速化させるもの。 （２）施策の必要性 既存の本特例措置では、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設（熱回収、又は、再生利用の用に供するものに限る）、一般廃棄物最終処分場、PCB廃棄物等処理施設に対し、固定資産税の課税標準価格を減額する制度を設けているところ。 第213回国会で成立した再資源化事業等高度化法では、国が認定する事業計画に基づく廃棄物処理施設は、廃棄物処理法に基づく施設設置の許可を得ずに設置することが可能となる特例を規定しているが、これにより、一般廃棄物に該当する廃棄物の再資源化を行う廃棄物処理施設であって実態上は本特例措置の適用対象に該当する施設である場合であっても、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物施設ではなく再資源化高度化法に基づく廃棄物処理施設であることから本特例措置の対象外となってしまう見込み。 このため、本特例措置の対象に、再資源化事業等高度化法に基づき設置される廃棄物処理施設を追加するもの。		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
		政策の達成目標	再資源化事業等高度化法に基づく高度な再資源化事業等を創出し循環型社会を実現することで、当該域内の廃棄物の適正処理による安全な国民生活の保全は当然のことながら、地域資源の循環による産業競争力の強化、化石燃料の代替等による脱炭素化、域内の経済循環や雇用の創出による地方創生・経済安全保障等に寄与することを目標とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	1年間（令和7年4月1日～令和8年3月31日） ※既存の特例措置の適用期間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）に合わせるため。
		同上の期間中の達成目標	【既存特例措置の目標】 ① ごみ処理施設及び②一般廃棄物の最終処分場 令和7年度に、平成24年度に対し一般廃棄物の排出量を約16%削減し、最終処分量を約31%削減する。リサイクル率については、令和9年度を目標に28%（令和2年度20%）とし、一般廃棄物最終処分場の残余年数は令和2年度の水準22年分を維持する。（※廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和5年環境省告示第49号）及び同法第5条の3に基づく「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年6月30日閣議決定）による。） ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。 【要望措置の目標】本要望の措置に係る廃棄物処理施設 再資源化高度化法の施行から3年以内に、高度な再資源化事業の数（再資源化事業等高度化法に基づき認定した事業数）が100以上となることを目指す。
	有効性	政策目標の達成状況	【既存措置の目標の達成状況】 ①ごみ処理施設及び②一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物の処理を巡る直近の状況（令和4年度実績）は、排出量は40百万トン（前年比1.5%減）、最終処分量は3.4百万トン（前年比1.5%減）と減少傾向。リサイクル率は19.6%（前年度19.6%）と横ばい、最終処分場残余年数は23.4年（前年比0.1年減）とあるが、残余容量は直近10年で約1割減少している。 ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物等処理施設について、令和5年4月1日時点における廃棄物処理法第15条第1項の都道府県知事許可施設件数は21件である。また、廃棄物処理法第15条の4の4第1項の環境大臣による無害化認定については、令和5年末時点で31件、累計認定件数は114件である。平成39年（令和9年）3月31日までの処理に向け、今後さらに件数の増加が見込まれる。
		要望の措置の適用見込み	認定事業者数 11事業 認定する事業数については、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月2日閣議決定）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）において3年で100件以上の認定を政府目標としているところ。本目標を踏まえ、再資源化事業等高度化法の11件／年程度を見込む。その結果、年間34件／年となるが、令和7年度は3四半期の施行から年度末までの期間が短いため、1/3の11件の認定を想定する。

	相当性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	再生利用の用に供する一般廃棄物処理施設には既存の本特例措置が適用されることになっているところ、実態として、一般廃棄物等に当たる廃棄物をより高度な再資源化する施設であるにも関わらず、本特例措置の対象外となって通常の再生利用の用に供する一般廃棄物処理施設よりも課税割合が大きくなることは、再資源化事業等高度化法の政策目的の大きな支障となり、また税の公平性の観点からも不整合となる。要望の措置により、その問題が解消される。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	「再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（高度な資源循環投資促進税制）の創設」（法人税・法人住民税・法人事業税）を要望中
		予算上の措置等の要求内容及び金額	1. プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（令和7年度要求 60 億円、エネルギー対策特別会計） 2. 先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）（令和7年度予算 65 億円＋事項要求、GX 予算） 3. 財政投融资の措置〈環境・エネルギー対策貸付（3-1 環境・エネルギー対策資金）〉（R7 年度拡充要望）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	1・2のいずれの予算上の措置も対象が一部重複することは想定されるものの、1については、脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材に対象を絞り、資源循環を通じてカーボンニュートラルの実現に寄与する技術の実証を伴うことが要件となっていること 2については、温室効果ガス排出量の削減が困難な（Hard-to-Abate）部門を段階的に削減していくことを目的とし、対象廃棄物が限られるほか、大幅な温室効果ガスの削減が見込まれる大規模施設の対象に絞られることから制度目的及び適用される対象範囲が異なる。 3については、再資源化事業等高度化法に基づき環境大臣の認定を受けた事業者を対象にしており、適用対象は同じである。その上で、本要望税制特例措置と財政投融资での措置による支援により、高度な再資源化事業の創出を図るものである。
		要望の措置の妥当性	既存の特例措置と新しく成立した再資源化事業等高度化法との整合性を図る観点から本措置を要望するものであり妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	①ごみ処理施設 平成30年度 設置件数：3,240件 減収額：250.8百万円 令和元年度 設置件数：3,511件 減収額：197.6百万円 令和2年度 設置件数：2,389件 減収額：297.8百万円 令和3年度 設置件数：2,316件 減収額：83.9百万円 令和4年度 設置件数：2,628件 減収額：121.4百万円 ②一般廃棄物の最終処分場 平成30年度 設置件数：607件 減収額：37.3百万円 令和元年度 設置件数：635件 減収額：66.6百万円 令和2年度 設置件数：823件 減収額：47.8百万円 令和3年度 設置件数：240件 減収額：28.7百万円 令和4年度 設置件数：64件 減収額：31.2百万円 ③PCB廃棄物等処理施設 令和2年度 適用件数：9件 減収額：139百万円 令和3年度 適用件数：8件 減収額：154百万円 令和4年度 適用件数：9件 減収額：224百万円 ④石綿含有産業廃棄物等処理施設 ※令和6年度以降廃止 令和2年度 適用件数：1件 減収額：2百万円 令和3年度 適用件数：1件 減収額：2百万円 令和4年度 適用件数：1件 減収額：2百万円 ※ 受益者の事務負担軽減の観点から、税制特例措置の適用実績を把握するための実績調査は隔年で行うこととしており、令和4年度分までが最新の実績値となる。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【令和4年度】 ①課税標準(固定資産の価格) ② 359,911,022 の内数
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	①ごみ処理施設 一般廃棄物のリサイクル率については、令和元年度は約19.6%、令和2年度は約20.0%、令和3年度は約19.9%、令和4年度は19.6%となっている。また、一般廃棄物の最終処分量は、平成30年度は約384万トン、令和元年度は約380万トン、令和2年度は約364万トン、令和3年度は約342万トン、令和4年度は約337万トンとなっている。 ②一般廃棄物の最終処分場 一般廃棄物の最終処分場の残余年数については、令和元年度は約21.4年、令和2年度は約22.4年、令和3年度は約23.5年、令和4年度は23.4年となっている。 ③PCB廃棄物等処理施設 令和5年4月1日時点における廃棄物処理法第15条第1項の都道府県知事許可施設件数は21件である。また、廃棄物処理法第15条の4の4第1項の環境大臣による無害化認定については、令和5年末時点で31件、累計認定件数は114件である。

前回要望時の 達成目標	① ごみ処理施設及び②一般廃棄物の最終処分場 令和7年度に、平成24年度に対し一般廃棄物の排出量を約16%削減し、最終処分量を約31%削減する。リサイクル率については、令和9年度を目標に28%とし、一般廃棄物最終処分場の残余年数は令和2年度の水準22年分を維持する。(※廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(令和5年環境省告示第49号)及び同法第5条の3に基づく「廃棄物処理施設整備計画」(令和5年6月30日閣議決定)による。) ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物の適正な処理を促進する。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	①ごみ処理施設及び②一般廃棄物の最終処分場 令和4年度において、一般廃棄物の排出量は約4,034万トン、最終処分量は約337万トン及びリサイクル率は約19.6%であり、排出量及び最終処分量は、減少傾向にあるが目標値に到達していない。リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ10年程度横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。一般廃棄物の最終処分場の残余年数は令和4年度末時点で、23.4年分と、目標を達成しており、この水準を引き続き維持していく必要がある。 ③PCB廃棄物等処理施設 PCB廃棄物等処理施設については、主に環境大臣認定による無害化認定施設について、徐々に設置件数が進んでいるものの、現在数万事業者にてPCB廃棄物等が保管されている一方で、処理施設が極めて限られている状況である。これは、PCB廃棄物等の処理が期限付きであるため、処理業者が参入に消極的であるためである。
これまでの要望経緯	昭和47年に創設、以後平成26年度税制改正に至るまで2年ごとに延長。その間、昭和51年度、平成5年度、平成8年度及び平成13年度税制改正においては対象施設の拡充が認められた。また、平成18年度及び平成19年度税制改正において、石綿処理施設について対象施設の拡充が認められた。平成20年度税制改正において、自動車等破碎物処理施設が対象から除外され、廃PCB等処理施設及び産業廃棄物焼却溶融施設について課税標準率が縮減された。また、平成22年度税制改正において、産業廃棄物の最終処分場等が対象から除外され、石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備について課税標準率が縮減された。平成30年度税制改正にて、再度石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備について課税標準率が縮減された。令和4年度税制改正にて、熱回収又は再生利用の用に供する施設にごみ処理施設の対象が限定され、廃棄物処理法の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設が一般廃棄物の最終処分場の対象から除外された。令和6年度税制改正において、石綿含有産業廃棄物等無害化処理用設備を本特例措置対象から除外した。